

**大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）にかかる
保育三団体被災地支援募金事業
実施要綱**

1. 目的

本事業は、名称を「大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）にかかる保育三団体被災地支援募金事業」（以下、「募金事業」という）とし、平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震および、平成 30 年 6 月 28 日以降の台風第 7 号や梅雨前線の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した豪雨（平成 30 年 7 月豪雨／西日本豪雨）による災害の被災地域における保育所等および保育活動等を支援することを目的とする。

2. 実施主体

募金事業の実施主体は、社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会、公益社団法人 全国私立保育園連盟、社会福祉法人 日本保育協会の三団体（以下、「保育三団体協議会」という）とする。

3. 募金の期間

募金の期間は、平成 30 年 7 月 13 日から平成 30 年 8 月 31 日までとする。ただし、状況に応じ保育三団体協議会で協議のうえ延長することができるものとする。

4. 募金の管理

募金は、社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会が専用の口座を開設して管理することとする。なお、管理は社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会の他の事業と明確に区分できる方法で行うものとする。

5. 募金の使途

募金は被災地域の保育所等ならびに保育組織、および被災地域における保育活動を支援することを目的として行われる次の事業等を主な使途とする。

- (1) 被災した保育所等の補修、再建に関わる費用
- (2) 被災した保育所等が必要とする物品の購入に関わる費用
- (3) 被災地において行われる保育活動および保育活動を支援する活動で、被災地の保育組織または保育三団体協議会が必要と認めた活動に関わる費用
- (4) 保育三団体協議会が直接実施する事業費、振込み手数料等の事務に関わる経費
ただし、募金総額の 5%以下とする。
- (5) その他、保育三団体協議会が必要と認めた事業に要する費用

6. 募金の配分先

募金の配分先は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）により災害救助法が適用されている地域のうち、平成 30 年 6 月 18 日～平成 30 年 8 月 31 日までの期間において、被害を受けた保育所等が所在する都道府県・指定都市等の保育組織
- (2) 災害救助法が適用されていない地域であるものの、大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）によって被害を受けたことを保育三団体協議会が認めた都道府県・指定都市等の保育組織
- (3) その他、上記に準ずる地域で保育三団体協議会が必要と認めたところ

7. 募金の配分決定等

募金の配分決定は、保育三団体協議会のそれぞれの団体を代表する者の合意をもって行うこととする。

8. 事業の終了

保育三団体協議会は、平成 31 年 3 月 31 日までに本募金事業を終了し、募金の全額を清算することとする。

9. その他

本要綱に定めのない事項については、保育三団体協議会で協議し決定することとする。

平成 30 年 7 月 13 日

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

会 長 万 田 康

東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館
公益社団法人 全国私立保育園連盟

会 長 小 林 公 正

東京都千代田区麴町 1-6-2 アーバンネット麴町ビル 6 階
社会福祉法人 日本保育協会

理事長 大 谷 泰 夫